

用語解説

* 1 国際人権規約

世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的で包括的な規約です。社会権規約（略称A規約）と自由権規約（略称B規約）及び二つの選択議定書からなります。

この規約は、1966(昭和 41)年の第 21 回国連総会において採択され、1976(昭和 51)年に発効しました。日本は 1979(昭和 54)年にA規約とB規約を批准しました。

* 2 ドメスティック・バイオレンス（DV）

一般的には、「配偶者やパートナーなど親密な関係にある人、あった人からふるわれる暴力（身体的・精神的・性的暴力）」のことをいいます。

* 3 セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的な言動をいいます。身体への不必要な接触、性的なうわさの流布、多くの人の目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示なども含まれます。セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかは、基本的には言動の受け手がそれを不快に感じるかどうかによって決まります。

* 4 ストーカー

2002(平成 14)年に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）では、特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情または、それが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又は家族等に対して行う「つきまとい」や「無言電話」などの8つの行為を「つきまとい等」と規定し、同一の者に対し「つきまとい等」を反復してすることを「ストーカー行為」と規定しています。

* 5 ネット掲示板

電子掲示板ともいい、ネットワークを利用して、複数の人がコンピュータで同じインターネット上のホームページ等に読み書きを行うことができる仕組みのことで、業務連絡や友達同士での情報のやり取りに利用されます。省略して、掲示板と呼ばれたり、BBSと呼ばれたりすることもあります。

* 6 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を、保護し、支援するのが成年後見制度です。

* 7 ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会を実現すべきという考え方です。

* 8 ピアカウンセリング

ピアカウンセリングとは「障がいを持つ当事者こそが専門家である」との考え方のもと、一定の

専門性を持った障がい当事者がカウンセラーとなり、心理面・経験面でのサポート、仲間づくり、制度利用の支援等を行うものです。

「ピア」とは、「仲間、対等の」という意味で、共通の経験や背景を持つ仲間同士が、対等な立場で話を聞き合うなど、相互の支援活動を行うことです。

*** 9 バリアフリー**

障がい者や高齢者などの社会的弱者が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差等の物理的障壁の除去の意味で使われることが多くありますが、より広く、社会的弱者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用います。

近年は、バリアフリーの発展形として、ユニバーサルデザイン（障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、すべての人が等しく快適に利用できる設計）が提唱され、様々な分野で導入が進められています。

*** 10 合理的配慮**

障がいのある人から、社会の中にある障壁（バリア）と取り除くために何らかの対応を必要としているのとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。重すぎる負担がある場合でも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

*** 11 ケーブルテレビ**

地上波放送や衛星放送をケーブルテレビ局で一括受信し、ケーブルテレビ局と各家庭を直接光ケーブルや同軸ケーブルで結ぶことで、自主放送を含めた多彩な番組放送を提供するシステムです。

大田市では、市内全域にケーブルテレビ網を構築し、市内の情報格差を是正することで、情報の共有化による地域の活性化を図り、安心・安全な誰もが住みよいまちづくりの実現を目指しています。

*** 12 インフォームド・コンセント**

医学的処置や治療に先立って、医師が患者に対し病状や治療目的、治療の危険度等について必要な情報を提供し、患者の自己決定の同意を得た上で治療等を行うことです。

*** 13 プロバイダ責任制限法**

正式には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」といいます。

特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（プロバイダ、サーバの管理・運営者等。以下「プロバイダ等」という。）の損害賠償責任の制限と発信者情報の開示を請求する権利について定めた法律です。

例えば、インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報に掲載されて、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、プロバイダ等に対して削除を要請しますが、プロバイダ等がこれらを削除したことについて、権利を侵害する情報の発信者から損害賠償の責任を免れるというものです。

また、このような権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定しています。